

盛土規制法の手続きが変わります！

～令和8年4月1日から「宮城県盛土等情報管理システム」運用開始～

1 規制区域の確認

地図上で、規制区域の確認が可能です！



2 事前相談

必要事項の入力等で計画段階から相談できます！



3 許可等がされた盛土等の確認

手続きを行った盛土等の確認が可能です！



4 許可後の各種手続き（定期報告など）

許可後・届出後の手続きはシステムで一本化！



ここがポイント！

✓システムの利用には、アカウント登録が必要です！（①③はアカウント登録不要でご利用いただけます。）



こんなこともできます！

不法・危険が疑われる盛土等の通報など・・・



宮城県盛土等情報管理システムはこちらから⇒

（宮城県庁建築宅地課盛土対策班 022-211-3246）

